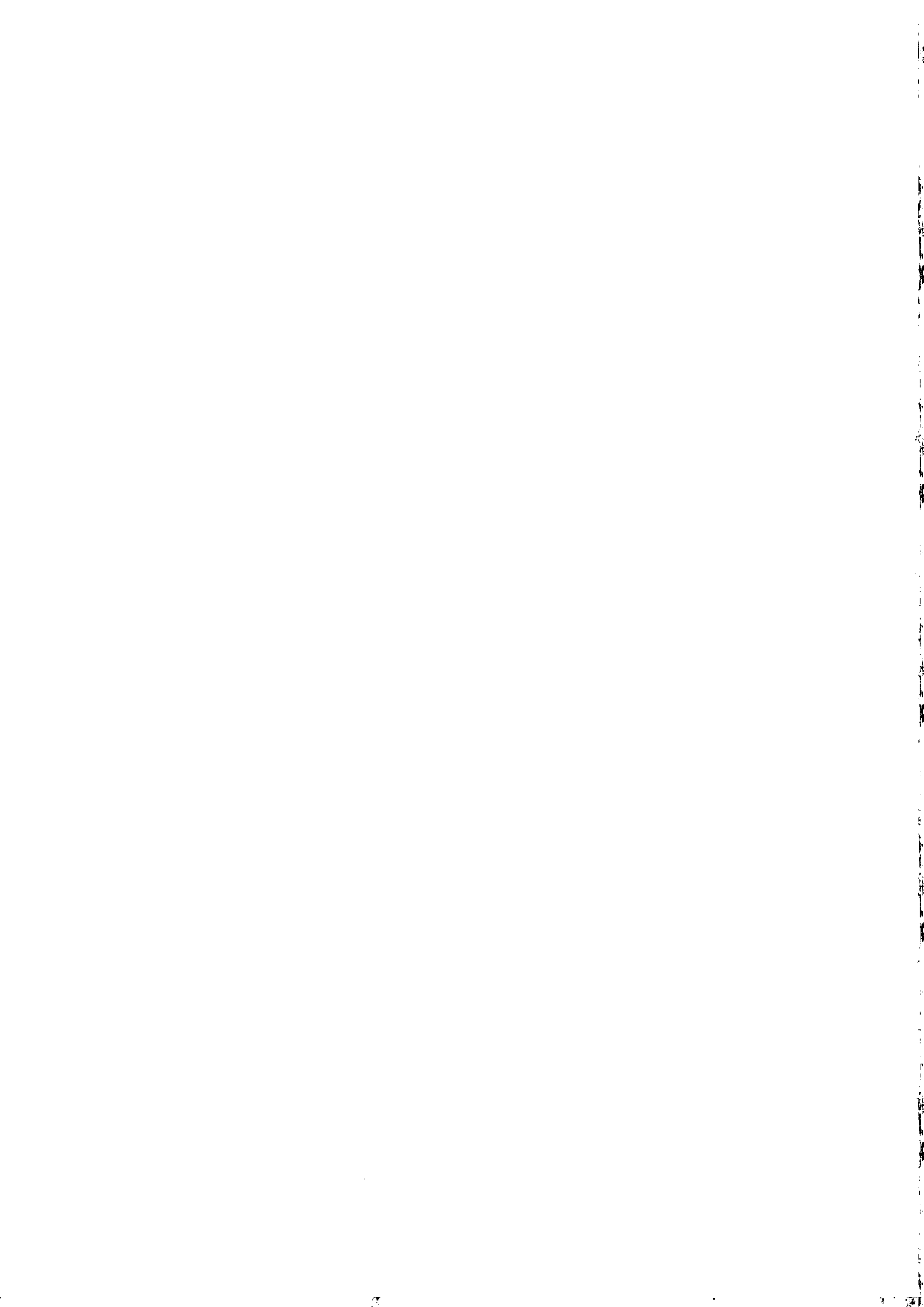


# 参 考 资 料



## 第1 平成22年度予算(案)事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
(項) 厚生労働本省共通費	4,568	4,321	▲ 247	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,568	4,321	▲ 247	
(項) 遺族及留守家族等援護費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	37,292,538	32,991,682	▲ 4,300,856	
援護審査会経費	1,671	1,578	▲ 93	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	35,148,568	31,256,637	▲ 3,891,931	援護年金の支給 35,021百万円 → 31,132百万円
戦傷病者特別援護経費	1,013,977	842,975	▲ 171,002	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 189百万円 → 166百万円 2 医療費の支給 655百万円 → 515百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	47,958	49,743	1,785	葬祭料 単価 199,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	528	643	115	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	511,850	384,083	▲ 127,767	
昭和館等に係る経費	567,986	456,023	▲ 111,963	昭和館運営費 554百万円 → 443百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,039,483	1,402,206	362,723	
戦没者遺骨処理等諸費	586,981	873,656	286,675	1遺骨収集関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤アッツ島 ⑥パラオ ⑦インド ⑧沖縄、硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方⑪モンゴル 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②インドネシア ③マリアナ諸島 ④東部ニューギニア ⑤ギルバート諸島 ⑥ミャンマー ⑦中国 ⑧硫黄島 ⑨ハバロフスク地方 ⑩イルクーツク州 ⑪ザバイカル地方 ⑫アムール州 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	452,502	528,550	76,048	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 334百万円 (14地域) (14地域) うち、洋上慰霊経費 0百万円 → 154百万円 2 追悼式国費参列者数 2,115人 → 2,350人 3 千鳥ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 18百万円 → 58百万円

事 項	平成21年度	平成22年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算(案)	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,944,046	2,066,952	122,906	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,933,815	2,060,013	126,198	
中国残留邦人等に対する生活支援	771,287	966,168	194,881	・高齢基礎年金満額支給のための保険料の追納 192百万円 → 410百万円 ・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 502百万円
定着自立援護	478,601	479,353	752	・地域生活支援推進事業(仮称)の実施 0 → 25百万円
帰国受入援護	625,413	562,539	▲ 62,874	・永住帰国見込世帯人員 29世帯101人 → 26世帯99人 ・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 137世帯235人
身元調査等	58,514	51,953	▲ 6,561	・訪中調査対象孤児数 34人 → 34人 ・訪日調査対象者数 5人 → 5人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,231	6,939	▲ 3,292	・故郷訪問団受入人員 12人 → 4人
(項) 恩給進達等実施費	290,201	364,395	74,194	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	290,201	364,395	74,194	
資料整備諸費	223,275	298,977	75,702	画像情報検索システム改修経費 0百万円 → 104百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	595	1,152	557	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,259	4,268	9	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	62,072	59,998	▲ 2,074	

社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	8,617,490	8,749,409	131,919	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度	平成22年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算(案)	増 減 額	
援護関係合計	49,749,853	46,140,492	▲ 3,609,361	
社会・援護局(援護)計上分	40,570,836	36,829,556	▲ 3,741,280	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

(参考) 平成22年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
(項) 遺族及留守家族等援護費	548,305	448,103	▲ 100,202	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	543,441	443,239	▲ 100,202	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	72,276	71,627	▲ 649	
(目細)留守家族等援護事務委託費	33,452	32,959	▲ 493	1 留守家族等援護 134千円 2 未帰還者特別措置 205千円 3 戦傷病者特別援護 32,620千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	437,713	338,653	▲ 99,060	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,268	12,354	86	
(目)旧軍関係等調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	6,144	6,230	86	
(目)遺骨収集等委託費	6,124	6,124	0	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	662,845	678,844	15,999	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	662,845	678,844	15,999	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	477	439	▲ 38	
(目細)引揚者等援護事務委託費	662,368	678,405	16,037	「支援・相談員」の配置 501,988千円
(項) 恩給進達等実施費	45,070	44,902	▲ 168	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	45,070	44,902	▲ 168	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	8,990	9,069	79	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	36,080	35,833	▲ 247	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 31,678千円 2 戦没者叙勲等進達関係 4,155千円

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	
(項) 生活保護費	9,179,017	9,310,936	131,919	
(目)生活保護費等負担金	8,617,490	8,749,409	131,919	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	8,617,490	8,749,409	131,919	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	561,527	0	
(目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金	561,527	561,527	0	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,447,505	10,495,139	47,634	
社会・援護局(援護)計上分	1,268,488	1,184,203	▲ 84,285	
社会・援護局(社会)計上分	9,179,017	9,310,936	131,919	

## 第2 平成22年度 援護関係主要行事予定表 (案)

主 要 行 事	22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(下旬)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰							○(下旬)					
[慰霊事業]												
遺 骨 収 集			←									→
慰 霊 巡 拝				←								→
遺 骨 伝 達	←											
[中国孤児等対策]												
都道府県初任者研修会		○										
孤児情報公開 (肉親情報収集)						← 未定 →						
訪日対面調査								← 調整中 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	第3～4週											
各種特別給付金・特別弔慰金支給法等事務打合せ会議		○										
援護関係施行事務研修会			○									
援護事務主管課長会議												○(上旬)

# 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

## 7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

## 6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

## 5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

## 4階 図書室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

## 3階 会議室

特別企画展などを開催

## 2階 広場

憩いの場

## 1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

### 特別企画展(平成11年から毎年開催)

平成21年4月～5月	映像と写真・雑誌にみる戦前から戦後の日本
平成21年7月～8月	記された想い～手紙と日記にみる戦中・戦後～
平成22年3月～5月(予定)	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～

### 巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

平成21年 9月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(青森県)
平成21年11月	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(静岡県)
平成22年10月(予定) 11月(予定)	三重県 山形県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日) 年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a>

# 第4 しょうけい館について

## ●設置目的

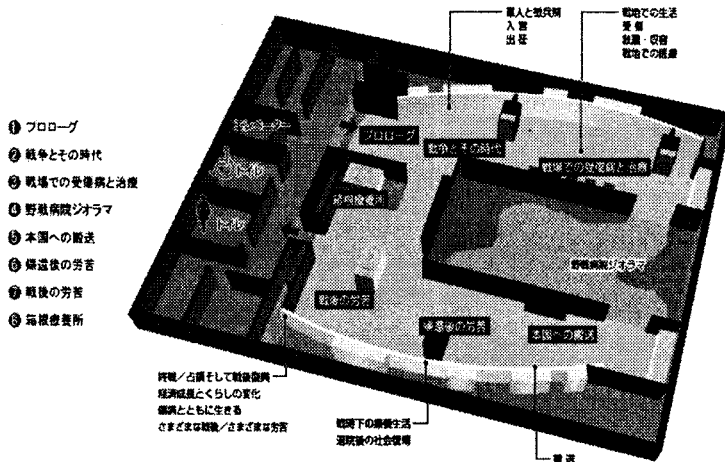
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

## ●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成21年3月～5月	短歌展「“いたみ”を綴る—短歌にこめた戦傷病者の労苦—」
平成21年7月～9月	療養所の戦後～箱根療養所でくらしした戦傷病者の労苦～
平成22年3月～5月(予定)	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～

企画上映会	
平成21年6月～7月	戦傷病者の夫婦が語る戦中・戦後—夫婦で、ともに生きてゆく強さ
平成21年10月～11月	それぞれの絆～戦傷病者とその家族が語る労苦の日々～

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp



## 第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付(第4条)	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 33,917人 (平成21年4月1日現在)
2 療養の給付又は療養費の支給(第10条、第17条)	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付(支給)	療養患者数 849人 (平成21年4月1日現在)
3 療養手当の支給(第18条)	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給(月額29,400円)	受給者 2人 (平成21年4月1日現在)
4 葬祭費の支給(第19条)	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給(199,000円)	支給件数 22人 (平成20年度)
5 更生医療の給付(第20条)	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成20年度)
6 補装具の支給及び修理(第21条)	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給(修理)	支給修理件数 408件 (平成20年度)
7 国立保養所への収容(第22条)	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成21年4月1日現在)
8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い(第23条)	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする(予算措置は国土交通省)	乗車券引換証交付人員 18,439人 (平成20年度)
9 戦傷病者相談員(第8条の2)	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う(謝金 年額25,100円)	戦傷病者相談員数 814人 (平成21年10月1日現在)

## 第6 中国残留邦人等の数

### (1) 中国残留邦人の状況 (平成22年2月1日現在)

#### ア 孤児の肉親調査

孤児総数	2, 816人
うち身元判明者	1, 282人
調査依頼件数	18件

#### イ 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	6, 595人 (家族を含めた総数 20, 709人)
うち孤児	2, 537人 ( " 9, 316人)
うち婦人等	4, 058人 ( " 11, 393人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2, 533世帯、婦人等4, 058世帯、計6, 591世帯である。

#### ウ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	5, 749人 (家族を含めた総数 9, 587人)
うち孤児	1, 253人 ( " 2, 459人)
うち婦人等	4, 496人 ( " 7, 128人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1, 469人 (孤児431人) が含まれている。

### (2) 樺太等残留邦人の状況 (平成22年2月1日現在)

#### ア 永住帰国の状況

永住帰国者の総数	85人 (家族を含めた総数 220人)
うち樺太	63人 ( " 180人)
うち旧ソ連本土	17人 ( " 40人)

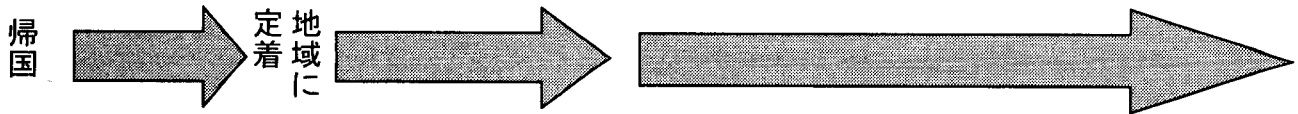
(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は80世帯である。

#### イ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数	1, 873人 (家族を含めた総数 2, 589人)
うち樺太	1, 657人 ( " 2, 229人)
うち旧ソ連本土	216人 ( " 360人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1, 382人が含まれている。

# 第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



**研修施設での支援**

<p><b>中国帰国者定着促進センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎帰国後 6ヶ月</li> <li>◎入所施設</li> <li>◎集団指導で             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<p><b>中国帰国者自立研修センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎定着後 8ヶ月</li> <li>◎通所施設</li> <li>◎事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<p><b>中国帰国者支援・交流センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎永続的に利用可能</li> <li>◎通所施設</li> <li>◎事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に結びつくような日本語習得支援</li> <li>・生活相談や帰国者同士などの交流支援</li> <li>・各地のボランティアの活動情報の収集と提供</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>
--	---	--



**地域での支援**

- ◎地域における多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。
- ◎地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
  - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
  - ・民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

**生活支援**

<p><b>満額の老齢基礎年金等の支給</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。</li> <li>・追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。</li> </ul>
<p><b>補完する支援給付</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満額の老齢基礎年金相当額を、収入認定除外</li> <li>・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外</li> <li>・住宅費、医療費等も個々の世帯に応じて支給</li> <li>・中国語等のできる支援・相談員の配置</li> </ul>

## 第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成22年2月1日現在

### ○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59.2.1

### ○中国帰国者自立研修センター（4カ所）

東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63.7.1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54	昭63.6.1

### ○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19.8.1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19.8.1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18.9.1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13.11.1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18.9.1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16.6.1

## 第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

### 1 集団による訪日回数別の身元判明状況

平成22年2月1日現在

訪日 回数	実施時期	訪日人員	対面者数	身元判明		
				訪日期間中	その他	計
1	昭56.3	47	33	23(48.9)	7(14.9)	30(63.8)
2	昭57.2~3	60	56	40(66.7)	5(8.3)	45(75.0)
3	昭58.2~3	45	31	22(48.9)	3(6.7)	25(55.6)
4	昭58.12	60	46	37(61.7)	0(0)	37(61.7)
5	昭59.2~3	50	37	25(50.0)	2(4.0)	27(54.0)
6	昭59.11~12	90	54	35(38.9)	4(4.4)	39(43.3)
7	昭60.2~3	90	55	33(36.7)	6(6.7)	39(43.3)
8	昭60.9	135	60	30(22.2)	11(8.1)	41(30.4)
9	昭60.11~12	135	48	32(23.7)	2(0.1)	34(25.2)
10	昭61.2~3	130	47	31(23.8)	3(2.3)	34(26.2)
11	昭61.6	200	92	68(34.0)	12(6.0)	80(40.0)
12	昭61.9	200	81	54(27.0)	10(5.0)	64(32.0)
13	昭61.10~11	100	40	30(30.0)	3(3.0)	33(33.0)
14	昭61.12	42	17	14(33.3)	1(2.4)	15(35.7)
15	昭62.2~3	104	43	25(24.0)	3(2.9)	28(26.9)
62-1	昭62.11	50	15	9(18.0)	1(2.0)	10(20.0)
62-2	昭63.2~3	50	16	12(24.0)	1(2.0)	13(26.0)
63-1	昭63.6	35	13	9(25.7)	3(8.6)	12(34.3)
63-2	平元.2~3	57	17	8(14.0)	1(1.8)	9(15.8)
平元	平2.2~3	46	17	12(26.1)	0(0)	12(26.1)
平2	平2.11~12	37	6	4(10.8)	0(0)	4(10.8)
平3	平3.11~12	50	11	3(6.0)	3(6.0)	6(12.0)
平4	平4.11~12	33	10	4(12.1)	0(0)	4(12.1)
平5	平5.10~11	32	7	4(12.5)	1(3.1)	5(15.6)
平6	平6.11~12	36	8	2(5.6)	3(8.3)	5(13.9)
平7	平7.10~11	67	12	5(7.5)	2(3.0)	7(10.4)
平8	平8.10~11	43	10	3(7.0)	1(2.3)	4(9.3)
平9	平9.10	(※1)45	6	2(4.5)	1(2.3)	3(6.8)
平10	平10.11	27	6	4(14.8)	1(3.7)	5(18.5)
平11	平11.11	20	6	1(5.0)	1(5.0)	2(10.0)
計		(※1)2116	900	581(27.5)	91(4.3)	672(31.8)

注1：( )内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

### 2 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 回数	実施時期	情報公開者数	対面者数	身元判明		
				訪日期間中	その他	計
平12	平12.11	20	5	1	2	3(15.0)
平13	平13.11	20	5	2	2	4(20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1(16.7)
平15	平16.2	10	3	1	0	1(10.0)
平16	平16.11	(※1)12	3	1	0	1(8.3)
平17	平17.11	(※2)5	1	0	0	0
平18	平18.11	7	2	0	0	0
平19	平19.11	4	1	0	1	1(25.0)
平20	平20.11	3	1	1	0	1(33.3)
平21	平21.11	1	1	0	0	0
計		88	23	7	5	12(13.6)

注：( )内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

※1 うち1名はロシア在住の孤児

※2 うち1名は日本在住の孤児

## 第10 中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画

業務の流れ	実施時期	概 要	備考
1 事前協議 資料提出	4月9日（予定）	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選 定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査候補地（19都道府県市程度）を選定</li> <li>・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う</li> </ul> （事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施）	
3 監査実施 計画通知 発 出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報</li> <li>・書面監査資料の提出依頼（各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定）</li> </ul>	
4 実地監査 実施通知 発 出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実 施	実地監査期間 （3日間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施</li> <li>・実施機関についてはケース検討も実施</li> <li>・監査講評</li> </ul>	
8 監査結果 通 知 発 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査実施後 1ヶ月半以内</li> <li>・書面監査実施後 2ヶ月以内</li> </ul>	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	
10 監査結果 報 告 提 出	翌年度5月末	実地及び書面監査の結果について、所定の様式において厚生労働省へ報告	

## (参考) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

### 1 実地監査について

#### (1) 監査事前打ち合わせ会

各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行い、今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う。

#### (2) 監査対象実施機関の選定

①上記(1)の打ち合わせ会の結果を踏まえ、管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定する。

なお、実施機関の負担を考慮し、選定の際には同一年に会計検査院の実地検査対象実施機関等との重複は避けることが望ましい。(選定時に判明している場合)

②実地監査対象実施機関を選定し、監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定する。

③決定後、実地監査対象実施機関へは、電話により監査日程等を連絡しておくことと資料要求等がスムーズに進む。

#### (3) 監査実施通知の発出

監査計画を基に監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに実施機関へ通知する(資料提出期限は監査2週間前)。

書面監査対象実施機関へは、資料提出期限を決め、通知する。

#### (4) 事前準備

①ヒアリング資料の作成

②実地監査時に必要な資料

実施監査時に必要な資料を一覧にして、事前(概ね監査1週間前まで)に実施機関へ連絡し、実地監査がスムーズに進むよう努める。

③ケース検討予定表

事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成する。ケース数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行うこと。

なお、初日に行うケース検討予定表のみを監査実施前日の午後に連絡する。

#### (5) 指導監査の実施

①「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施

(必要な証拠書類はコピーを依頼する。)

②ケース検討票を作成し、ケース検討を実施

(ケース検討が複数日にわたる場合は、翌日のケース検討予定表のみを午後に連絡する。)

③ケース検討の確認

(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ず

ケース担当者へ連絡する。ケース検討日が1日の場合は、当日の時間内に行う。)

④必要に応じて実地調査を実施

(実施機関と相談しながら訪問可能な世帯へ実地調査を行うかを検討する。)

⑤ケース検討票の集計

⑥集計後、講評原稿の作成

⑦実施機関講評前打合せ

(実施機関側との意見調整を行う。)

⑧実施機関講評

(是正改善内容は具体的に説明するよう努める。)

※必要に応じて実施機関側と意見交換会を行う。

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・面接受付簿
- ・面接相談記録簿
- ・支援給付申請受理簿
- ・課税調査結果の処理に関する記録
- ・返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・医療券交付処理簿
- ・通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・移送費管理記録簿
- ・介護券交付処理簿
- ・介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

監査結果報告書(復命書)を作成し、復命会を開催する。

(復命会は、監査実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする場であると同時に、各監査担当者が共通認識を形成し、実質的な監査基準の統一化、資質向上の場として機能を持っていることに留意のこと。)

また、復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする。

(7) 監査結果通知

復命会終了後、速やかに実施機関へ通知する(監査日より1ヶ月半以内が目安)。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(8) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(9) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。



## 2 書面監査について

### (1) 監査実施通知の発出

実地監査を行わないこととなった実施機関に対し、書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる。

### (2) 指導監査の実施

実施機関より提出された監査資料の内容確認、必要に応じて電話等での聞き取りや書面による講評を行う。

### (3) 監査結果報告書の作成

監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする。

### (4) 監査結果通知

監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

### (5) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

### (6) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 3 監査結果報告の提出

実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う。



第12 平成21年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況

平成22年1月31日現在

1 遺骨収集

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			遺骨送還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前)	21.5.25～6.8	2	0	2	0	
沿海地方(調査)	21.6.21～6.28	2	0	2	0	
ハバロフスク地方(応急)	21.7.27～8.10	2	2	4	42	
ハバロフスク地方(収集)	21.8.20～9.8	2	8	10	31	
アムール州(調査)	21.8.24～9.4	2	1	3	0	
ザバイカル地方(応急)	21.9.4～9.18	2	0	2	22	
イルクーツク州(調査)	21.10.5～10.16	2	0	2	0	
カザフスタン共和国(調査)	21.10.20～10.28	2	0	2	0	
小 計		16	11	27	95	
【南方地域等】						
パラオ(受領)	21.4.25～4.30	3	0	3	2	
フィリピン(応急)	21.5.17～5.23	2	0	2	1,260	
沖縄(協議)	21.6.3～6.4	2	0	2	0	
東部ニューギニア(受領)	21.6.20～6.27	2	0	2	4	
インドネシアマッカサル沖(収集)	21.6.21～7.1	2	2	4	10	
フィリピン(協議)	21.6.28～7.1	2	0	2	0	
フィリピン(応急)	21.7.7～7.16	2	3	5	0	
フィリピン(応急)	21.7.15～7.21	2	0	2	554	
パラオ(協議)	21.7.26～8.1	3	0	3	0	
フィリピン(応急)	21.8.16～8.21	3	3	6	1,555	
ソロモン諸島(応急)	21.8.18～8.27	2	1	3	61	
マーシャル諸島(応急)	21.9.5～9.18	3	1	4	4	
インドネシア(協議)	21.10.3～10.9	2	0	2	0	
北マリアナ諸島(受領)	21.10.19～10.23	2	0	2	49	
インドネシア(調査)	21.10.26～11.10	2	5	7	0	
沖縄(協議)	21.11.4～11.5	2	0	2	0	
フィリピン(収集)	21.11.15～11.26	2	7	9	0	
パラオ(協議)	21.11.16～11.19	2	0	2	0	
インドネシア(収集)	21.12.2～12.17	2	6	8	291	

東部ニューギニア(収集)	21.12.3~12.17	2	11	13	411	
フィリピン(協議・受領)	21.12.6~12.9	2	0	2	4,370	
グアム(応急・協議)	22.1.18~1.22	2	0	2	1	
ビスマーク諸島(収集)	22.3.7~3.18	2	3	5		(予定)
ソロモン諸島(応急)	22.3.10~3.18	2	5	7		(予定)
モンゴル(ノモンハン)(事前)	21.6.8~6.20	2	0	2	0	
モンゴル(ノモンハン)(収集)	21.8.30~9.15	3	6	9	30	
硫黄島①	21.7.1~7.16	4	29	33	23	
硫黄島②	21.10.4~10.22	4	29	33	4	
硫黄島③	21.11.30~12.18	4	29	33	11	
硫黄島④	22.2.1~2.19	3	31	34		(予定)
沖縄①	21.11.10~11.14	2	0	2	1	
沖縄②	21.12.15~12.22	2	0	2	3	
沖縄③	21.12.20~12.30	3	0	3	3	
沖縄④	22.1.12~1.18	2	0	2	2	
沖縄⑤	22.1.19~1.28	2	0	2		
小計		83	171	254	8,649	
合計		99	182	281	8,744	

## 2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			備 考
		政府職員	遺 族	計	
【ソ連抑留中死亡者】					
ザバイカル地方	21.8.23～9.4	2	11	13	
ハバロフスク地方	21.9.10～9.18	2	15	17	
沿海地方	21.10.7～10.18	2	14	16	
オレンブルグ州及びスベルドロフスク州	21.10.9～10.17	1	2	3	
小 計		7	42	49	
【南方地域等】					
東部ニューギニア	21.7.18～7.25	2	7	9	
北ボルネオ	21.10.4～10.11	2	11	13	
ビスマーク・ソロモン諸島	21.11.21～11.28	3	25	28	
フィリピン	22.1.19～1.27	8	82	90	
マリアナ諸島	22.2.13～2.19	2	10	12	
硫黄島①	21.11.9～11.10	8	46	54	
硫黄島②	22.2.24～2.25	13	97	110	
小 計		38	278	316	
合 計		45	320	365	